



兵庫労働局発表  
平成22年10月25日

担	兵庫労働局労働基準部監督課		
当	課長	岩村 和典	
	主任監察監督官	竹田 ゆり子	
	電話	078 (367)9151	

## 11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施

### 11月6日には「労働時間相談ダイヤル」を開催

厚生労働省では、長時間労働やこれに伴う問題の解消を図るため、11月を「労働時間適正化キャンペーン」期間とし、全国一斉の電話相談の実施や使用者団体・労働組合への協力要請などの取り組みを集中的に実施することとしています。

兵庫労働局（局長 白川欽也）においても、近畿ブロック各労働局（滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）と合同で、平成22年11月6日（土）に電話相談を開催するほか、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知啓発の取り組みを集中的に実施します。

労働時間等の現状をみると、

- ・ 週の労働時間が60時間以上の労働者の割合が高い水準で推移するなど、長時間労働の実態がみられる
- ・ 「過労死」などの事案で労災認定された件数が高止まりとなるなど、過重労働による健康障害も依然として多数発生している
- ・ 割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないといった状況があります。

このため厚生労働省では、本年度も、11月に「労働時間適正化キャンペーン」（別添）を実施し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導など、労働者の健康管理に関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を重点取組事項として、労使の主体的な取り組みを促すこととしています。

兵庫労働局においても、同キャンペーンの一環として、11月6日（土）に、近畿地方の6労働局と合同で長時間労働や賃金不払残業等の問題への相談に応じるほか、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布による周知、重点監督の実施などの取り組みを集中的に実施します。

## 労働時間適正化キャンペーンの概要

### 1 実施期間

平成22年11月1日（月）から同年11月30日（火）までの1か月間

### 2 重点事項

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に関する措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

### 3 主な実施事項

- (1) 使用者団体及び労働組合に対する協力要請
- (2) 「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施（11月6日）

実施日時 11月6日（土） 9：00～17：00

なくしましょう 長い残業

電話番号 0120-794-713（フリーダイヤル）

- (3) 周知・啓発の実施  
リーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用等による周知。

※「労働時間相談ダイヤル」は大阪労働局内に会場を設けて実施することとしています。